

第34号議案 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例

目次	ページ
1 「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の 制定の背景について	1～4
2 「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の 概要について	5～10
3 中核市（62市）における動物愛護管理条例の 制定状況について	11

【参考】

1 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）	12～15
2 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）	16～17
3 長崎市犬取締条例	18～22
4 長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例	23

市民健康部

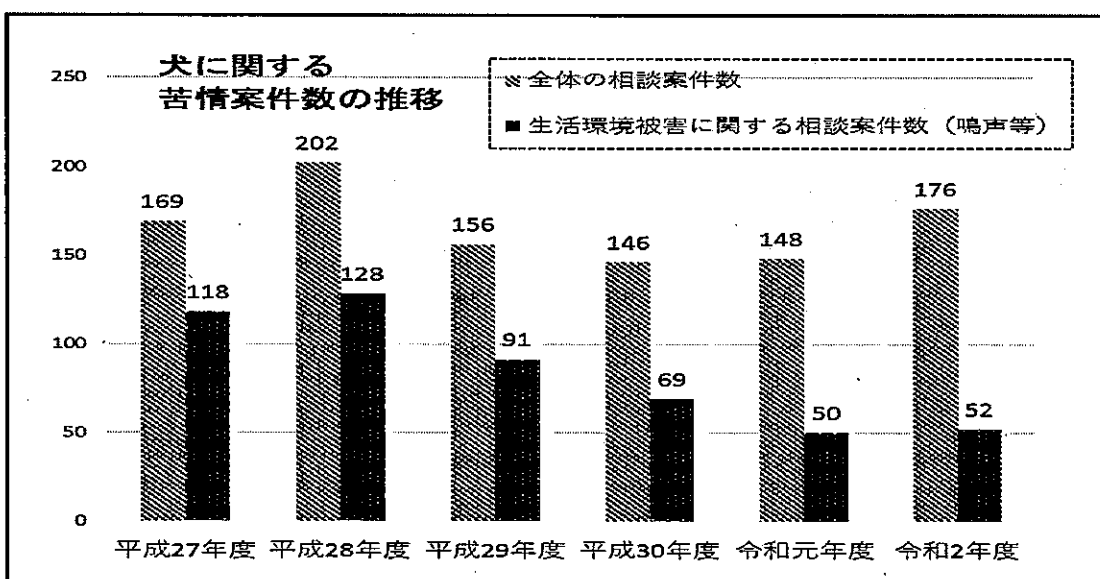
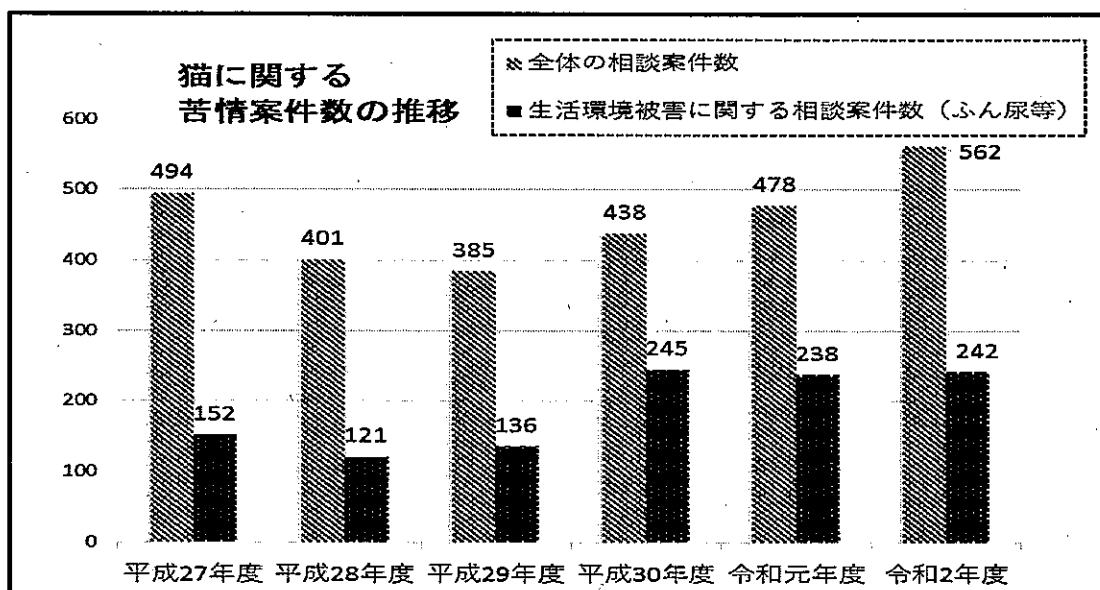
令和4年2月



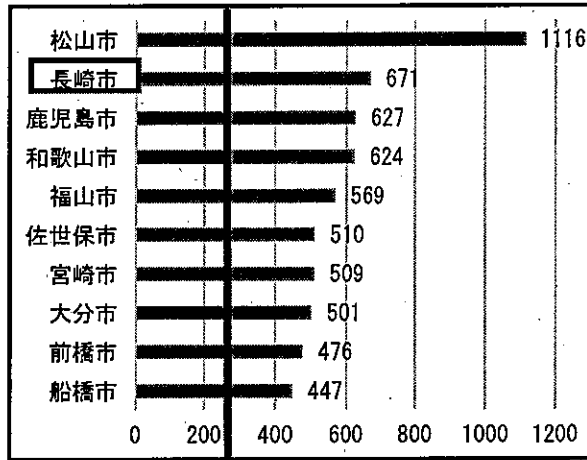
# 1 「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の制定の背景について

## (1) 動物愛護管理行政の現状について

- 近年、多頭飼育崩壊をはじめ、飼育放棄や遺棄、虐待、身近なものとして、野良猫への無責任な餌やり行為や猫の放し飼いによって生じるふん尿等の被害、犬の散歩時のふん尿の放置等の生活環境被害に関する苦情が後を絶たず、多くの市民の生活環境に影響を及ぼしている。
- また、長崎市は、気候が温暖であり、斜面地で狭い路地が多く、猫の生育に適した環境に加え、野良猫への無責任な餌やり行為や猫の放し飼いをする者が多く、野良猫を含む猫の生息数が多い状況となっており、猫の引取り数及び殺処分数は中核市の中で極めて多い状況である。

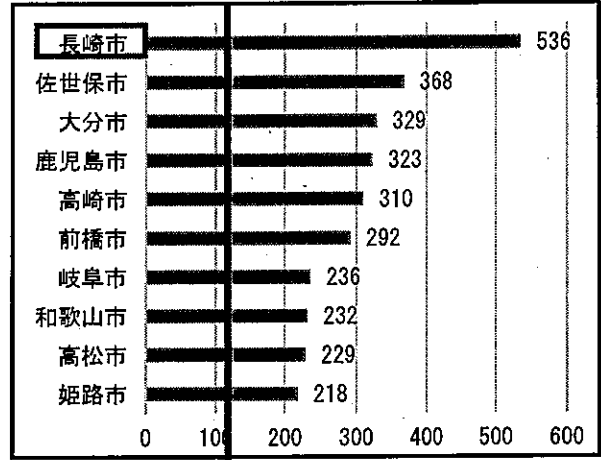


令和2年度 猫の引取りが多い中核市 10市



※中核市平均 231 頭

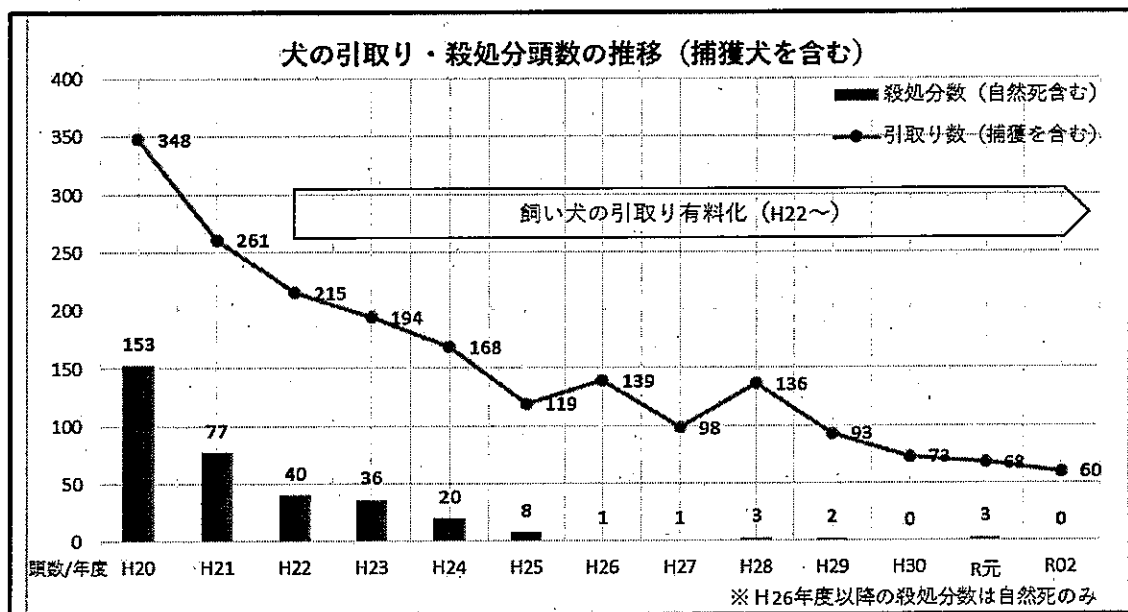
令和2年度 猫の殺処分が多い中核市 10市

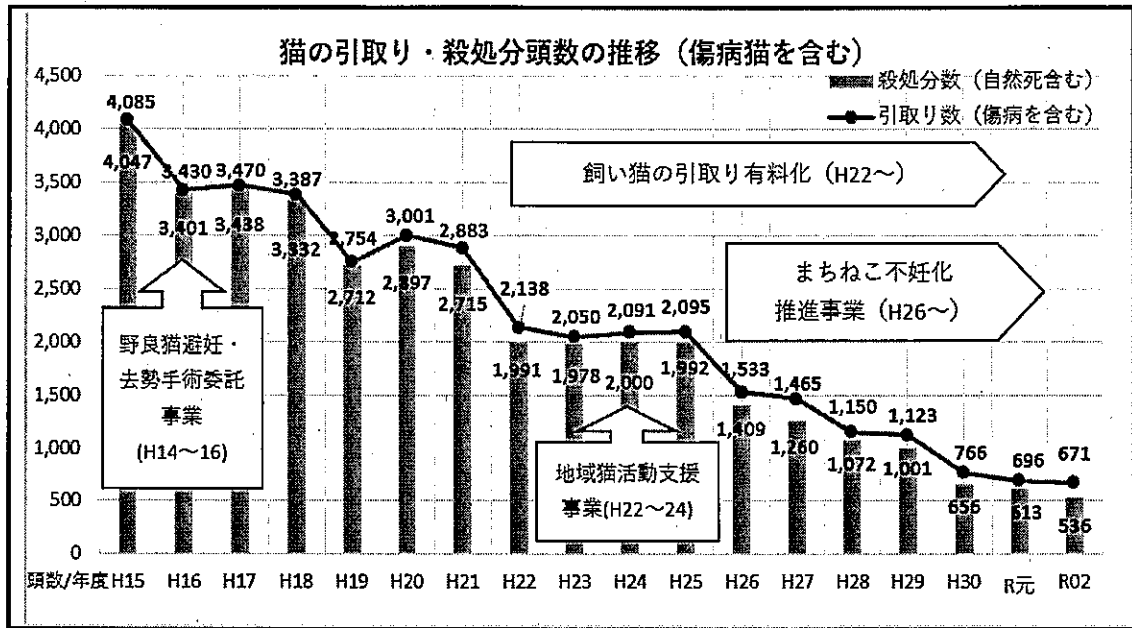


※中核市平均 101 頭

(2) 動物愛護管理行政の課題について

- 長崎市は、飼い主等への指導や啓発、広報誌等による適正飼養の周知、譲渡会及び動物愛護週間におけるイベントの開催、野良猫の不妊化手術費用の助成等に、長崎県獣医師会長崎支部及び市内の動物愛護ボランティア団体と協働し、取り組んでいる。
- その結果、犬猫の引取り数及び殺処分数は減少し、犬の殺処分数は、平成26年度からゼロとなっている状況。
- しかしながら、依然として、猫の引取り数や殺処分数については、中核市の中で極めて多い状況。野良猫への無責任な餌やり行為をしている者に指導等を重ねても、効果的な改善が図られない憂慮すべき状況に加え、多頭飼育の崩壊事例が発生する等の課題が生じている。





### (3) 課題解決に向けた取り組みについて

これらの課題解決に向け、これまでの取り組みに加えて、次の施策の推進に取り組む必要がある。

#### ア 市民等の動物愛護の精神の更なる高揚

動物愛護の精神を市民等の間に醸成することが、命あるものへの共感を育て、差別を生まない社会性を育み、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資することから、動物愛護の精神の向上を図る。

#### イ 動物の適正飼養（飼い主の責務）の周知

飼い主の責務として、飼養する動物が健康で快適に暮らせるよう、また、人に迷惑を掛けないよう適正飼養の普及啓発を行う。

#### ウ 野良猫への無責任な餌やりの規制

野良猫の繁殖抑制及び周辺的生活環境被害の抑制のため、野良猫に給餌する際のルールを定め、野良猫への無責任な餌やりを規制する。

#### エ 飼い主等への指導や助言

動物の飼養や飼い主のいない動物への給餌に起因する周辺的生活環境が損なわれている事態に対し、飼い主等に必要な指導又は助言を行う。

#### オ 多頭飼養の届出制の導入

多頭飼養者の状況を把握し、周辺的生活環境被害、動物を衰弱させる等の動物虐待等を防止するため、犬猫合計 10 頭以上の飼い主を対象に多頭飼養の届出義務を課する。

現在、長崎市は、長崎市犬取締条例を制定しているが、上記に掲げる施策を推進し、市民等と動物が共生する社会を推進するためには、動物の愛護に関する理念や長崎市が強く問題意識を持っている猫をはじめとする動物全般へのルール等を定め、広く市民等に周知・啓発を図りながら、これまで以上に動物の愛護及び管理に関する施策に積極的に取り組んでいく必要があることから、「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を定めようとするもの。

#### ※ 条例の位置づけ

動物の愛護及び管理に関する事項を定めた法律として、動物愛護管理法があるが、長崎市が抱える課題を解決するにあたり、法の規定のみでは不足する部分があるため、当該部分について、条例で規定することにより、長崎市の実情に合ったルールを設けるもの。

なお、長崎県においても、動物の愛護及び管理に関する条例の制定を検討しているが、長崎市としては、動物の愛護及び管理に関する基本理念、関係者（市、市民等、飼い主及び飼い主になろうとする者）の責務及び長崎市が実施する施策等を広く市民等に周知し、市民等とともに動物と共生する社会を推進していく必要があることから、条例を制定するものである。

地方公共団体は、動物愛護管理法第9条により、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができるようになっており、長崎市の実情に合った条例を定めることにより、法を補完する役割を持たせている。

## 2 「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の概要について

### (1) 目的 (第1条)

本市における人と動物が共生する社会の推進に関する基本理念を定め、関係者(市、市民等、飼い主になろうとする者及び飼い主)の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する必要な事項を定めることにより、市民等の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、あわせて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物が共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (2) 基本理念 (第3条)

- ア 人と同じ命ある動物はみだりに排除してはならないものであり、動物が人の生活環境内に共存していることを認識すること
- イ 動物を取り扱う場合は、その飼養又は保管の目的の達成に支障のない範囲で、適切な健康管理及びその動物の種類や習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境が必要であることを認識すること
- ウ 動物愛護の精神を市民等の間に醸成することは、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資することを認識すること

### (3) 関係者(市、市民等、飼い主になろうとする者及び飼い主)の責務

#### ア 市の責務 (第4条)

- (ア) 動物の愛護及び管理に関する必要な施策を策定し、及び市民等と協働して実施する。
- (イ) 施策の実施のため、必要な財政上の措置及び必要な施設の整備に努める。

#### イ 市民等の責務 (第5条)

動物を愛護し、市が実施する施策に協力するよう努める。

#### ウ 飼い主になろうとする者の責務 (第6条)

動物の飼養に先立ち、飼養しようとする動物の生態及び習性に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる住宅環境、家族構成等の変化、動物の寿命等を考慮したうえで、飼養の可否を判断するよう努めなければならない。

#### エ 飼い主の責務 (第7条)

- (ア) 動物の種類、習性等に応じた適正飼養及び健康、安全保持に努めなければならない。
- (イ) 人の生命、身体又は財産に害を加え、生活環境被害を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。
- (ウ) 畜産、試験研究その他の正当な理由がある場合を除き、飼養する動物の終生飼養に努めなければならない。
- (エ) 動物の終生飼養が困難となった場合は、適正に飼養できる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

#### (4) 飼い主等の遵守事項

##### ア 飼い主の遵守事項（第8条）

- (ア) 動物に適正に給餌給水を行うこと
- (イ) 動物の健康状態に留意し、必要に応じて治療等の必要な措置を講じること
- (ウ) 動物の訓練、しつけ等は、動物の種類や性質等に応じた適切な方法で行うこと
- (エ) 公共の場所や他人の土地及び建物等を不潔に又は損傷しないこと
- (オ) 動物を適正に飼養するための飼養施設を設け、適正に維持管理を行うこと
- (カ) 飼養施設の内外を常に清潔にすること
- (キ) 動物による騒音、悪臭、毛の飛散等により人に迷惑をかけないこと
- (ク) 動物の数は種類や発育状況、習性に応じた適正な飼養可能数とすること
- (ケ) 動物がみだりに繁殖して、適正飼養が困難となるようなおそれがある場合は、不妊去勢手術等の必要な措置を講じること
- (コ) 人獣共通感染症に対する正しい知識を持ち、感染予防に努めること
- (サ) 動物の所有者は、首輪、名札等により、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること
- (シ) 動物が逸走した際は、自らの責任において、捜索、收容すること
- (ス) 動物が死亡したときは、死体を適切に処理すること
- (セ) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

##### イ 犬の飼い主の遵守事項（第9条）

- (ア) 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えることのないよう係留すること
- (イ) 飼い犬を係留場所から連れ出すときは、人の生命、身体若しくは財産に害を加えることのないよう鎖又は綱で確実につなぎ、又はみだりに人をかむ等のおそれが認められるときは口輪をかけることその他の適切な措置を講ずること
- (ウ) 道路その他公共の場所に連れ出すときは、ふんを持ち帰るための用具及び尿を流すための道具を携行し、ふん尿を衛生的に処理すること
- (エ) 門柱その他外部から見やすい場所に犬を飼養していることを表す標識を掲示すること（市長が掲示の必要がないと認める場合はこの限りでない）

※次の場合には、上記(ア)及び(イ)については適用しない。

- a 警察犬、身体障害者補助犬、狩猟犬等をその目的のために使用する場合
- b 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所（道路、公園その他の公共の場所を除く）及び方法で犬を訓練する場合
- c 競技会又は曲芸を行う目的のために飼い犬を使用する場合
- d 犬の運動を行うことを目的とする施設のうち、当該施設を利用する者以外の者の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための設備を設けている施設において、犬の運動を行う場合



**ウ 猫の飼い主の遵守事項（第10条）**

（ア） 屋内飼養に努めること

（イ） やむを得ず屋内で飼養できない場合は、周辺の生活環境の保全のため、不妊去勢手術等の必要な措置を講じること

（ウ） 排せつその他の適正なしつけを行うよう努めること

**エ 飼い主のいない動物に給餌等を行う者の遵守事項（第11条）**

（ア） 周辺の生活環境に支障が生じるような給餌等を行ってはならない。

（イ） 飼い主のいない猫への給餌等については、別に定める基準（下記参照）を遵守しなければならない。

**【別に定める基準（案）の内容】**

a 給餌場所の自治会や周辺住民への説明に努める。

b 給餌等を行う猫

・ 不妊去勢手術を受けたもの

・ 不妊去勢手術を受けることを目的とするもの

・ 適正な飼養環境に置くために保護又は譲渡を目的とするもの

c 給餌等の方法等

・ 時間を決めて行うこと。

・ 給餌場所は給餌者の自宅又は給餌者が正当な権原に基づき給餌を行う場所であって、周辺住民に迷惑の掛からない適切な場所とすること

・ 食べきれる量を容器に入れて与えること。

・ 置き餌はしないこと。

・ 給餌後は容器等を速やかに回収し、食べ残しは片付けること。

d ふん尿等の適切な処理

・ ふん尿等は速やかに処理し、腐敗や飛散を防止すること。

・ トイレを設置するとともに、排せつ物は速やかに除去し、適切に処理すること。

**（5）地域猫活動に係る支援（第12条）**

地域における市民等と飼い主のいない猫との共生に配慮した取組みを促進するため、地域猫活動を支援するよう努めることについて定める。

**（6）犬又は猫の多頭飼養の届出（第13条）**

ア 犬又は猫（いずれも生後90日以内のものを除く）を10頭以上飼養することとなった日から30日以内に市長に届け出ること。

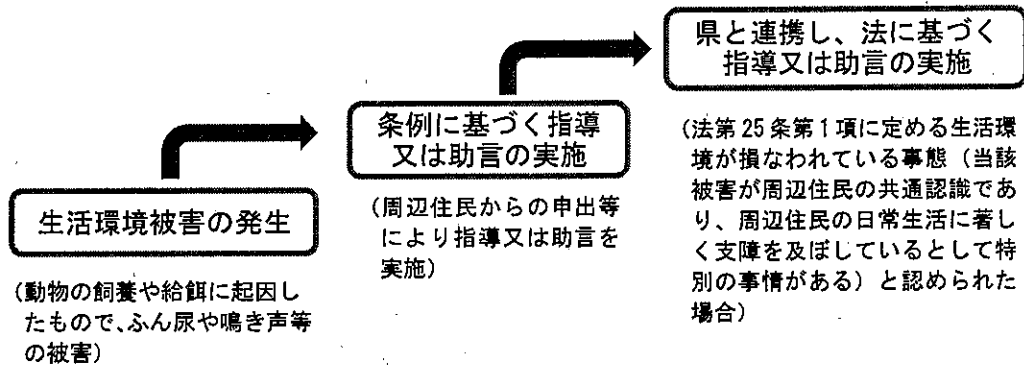
イ アの届出内容に変更があった場合は、その日から30日以内に市長に届け出ること。

ウ 犬又は猫の飼養数が10頭未満となったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出ること。

**(7) 指導又は助言 (第14条)**

ア 飼い主、飼い主のいない動物に給餌等を行う者等に対し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な指導又は助言を行うことができる。

イ 多頭飼養者に対し、犬又は猫の健康及び安全を保持し、若しくは周辺の生活環境を保全するため、飼養施設の構造及び飼養等の方法について必要な指導又は助言をすることができる。



**(8) 特定動物が逸走した場合等の措置 (第15条)**

ア 逸走した際は市や警察その他の関係行政機関に通報するとともに、必要な措置を講じること

イ 人の生命、身体又は財産に害を加えた場合は、直ちに被害者に対する応急措置及び新たな事故の発生を予防する必要な措置を講じるとともに、市長に届け出ること

※特定動物 … 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして政令で定められた動物のことであり、ニホンザル、タカ、ワニガメ、ニシキヘビ等、約650種(哺乳類・鳥類・爬虫類)が選定されている。

**(9) 災害発生時の措置 (第16条)**

ア 市及び市民等は、災害時には相互に協力して動物の保護に努めること

イ 市は動物と飼い主がともに避難するために必要な措置を講じるよう努めること

ウ 飼い主は災害時における適正飼養に向けた備えに努めること

エ 飼い主は災害時における適正飼養及び動物とともに避難するよう努めること

**(10) 犬の抑留(第17条)、抑留の公示(第18条)、返還手数料等(第19条)、野犬の薬殺(第20条)**

(11) 動物の譲渡 (第21条)

収容した犬・猫等を適正飼養ができる者に譲渡ができることを定める。

(12) 措置命令 (第22条)

市長は、犬の飼い主の遵守事項に違反していると認めるときは、飼い主に対し、人の生命、身体又は財産に害が加えられること等を防止するため、必要な措置を講じるよう命じることができることについて定める。

(13) 立入検査等 (第23条)

市長は、「(12) 措置命令」を行うにあたり、犬の飼い主やその他の関係人からの報告の徴収や施設等への立入検査ができることについて定める。

(14) 動物愛護管理員 (第24条)

動物愛護管理員については、現行の長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例第1条と同じ内容を定める。

(15) 罰則 (第26条)

長崎市犬取締条例において規定している犬の係留義務違反等に関する罰則(第9条)に加え、市が実施する報告の徴収や立入検査に応じなかった飼い主等に対する罰則を新たに設ける。

罰則が適用される項目	罰金の額
ア 飼い犬を係留せず、当該犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた場合	2万円以下の罰金
イ 飼い犬を係留場所から連れ出す際に、鎖や綱でつながず、みだりに人をかむなどのおそれがあると認められるにも関わらず、口輪をかけることその他の適切な措置を講じず、当該犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた場合	
ウ 犬の飼い主等が市が実施する報告の徴収や立入検査に応じなかった場合(虚偽の報告を含む)【新規】	
エ 「(12) 措置命令」に違反した場合	5万円以下の罰金

(16) 施行期日

令和4年7月1日

(17) 関係条例の廃止

- ・長崎市犬取締条例
- ・長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例

「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の構成図

目的

本市における人と動物が共生する社会の推進

市民等の動物愛護の精神の高揚

周辺の生活環境の保全

動物による人の生命、身体及び財産への危害の防止

基本理念

動物は、人と同じ命あるもので、みだりに排除してはならないものであり、人の生活環境に共存することを認識する。

動物を取り扱う場合は、動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境が必要であることを認識する。

動物愛護の精神を市民等の間に醸成することは、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資することを認識する。

関係者の責務等

市

責務

- 動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、市民等と協働して実施する。
- 施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、必要な施設の整備に努める。

役割

- 動物愛護の精神の更なる高揚
- 動物の適正飼養（飼い主の責務）の周知
- 野良猫への無責任な餌やりの規制
- 飼い主等への指導又は助言
  - ・動物の飼養や給餌に際し、周辺の生活環境が損なわれているとき
  - ・多頭飼養の飼い主（犬猫の健康保持、周辺の生活環境保全）
- 多頭飼養の届出制の導入（犬猫合計10頭以上の飼い主が対象）
- 地域猫活動に係る支援
- 犬の抑留・抑留の告示等
- 動物の譲渡
- 動物愛護管理員の設置
- 立入検査等、措置命令、罰則
  - ・犬の飼い主等に対する必要な事項の報告の徴収、立入検査の実施
  - ・措置命令（犬の飼い主の遵守事項違反）
  - ・罰則（措置命令違反等）

飼い主

- 動物の健康及び安全保持
- 周辺の生活環境の保全
- 適切な給餌、給水（動物）
- 逸走防止等（特定動物）
- 適正飼養、終生飼養
- 不妊去勢手術等の必要な措置
- 係留等（犬）
- 屋内飼養（猫）

市民等

動物の愛護に努める

市の施策に協力するよう努める

飼い主のいない動物に給餌等を行う者

- 周辺の生活環境に悪影響を及ぼす給餌等の規制（飼い主のいない猫への給餌に関しては別途基準を策定）

飼い主になるようとする者

- 飼養しようとする動物の生態や習性等に関する知識の習得
- 将来にわたる適正飼養の可否の判断

### 3 中核市（62市）における動物愛護管理条例の制定状況について

中核市名	名称	公布日	施行日
1 旭川市	旭川市動物の愛護及び管理に関する条例	R3. 3. 24	R3. 4. 1
2 山形市	山形市動物の愛護及び管理に関する条例	H30. 12. 21	H31. 4. 1
3 いわき市	いわき市動物の愛護及び管理に関する条例	H20. 12. 26	H21. 4. 1
4 前橋市	前橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H20. 12. 12	H21. 5. 5
5 高崎市	高崎市動物の愛護及び管理に関する条例	H22. 12. 17	H23. 4. 1
6 水戸市	水戸市動物の愛護及び管理に関する条例	R元 12. 23	R2. 4. 1
7 八王子市	八王子市動物の愛護及び管理に関する条例	H26. 9. 24	H27. 4. 1
8 川口市	川口市動物の愛護及び管理に関する条例	H30. 3. 29	H30. 10. 1
9 船橋市	船橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H14. 12. 27	H15. 4. 1
10 柏市	柏市動物の愛護及び管理に関する条例	H19. 12. 26	H20. 4. 1
11 甲府市	甲府市動物の愛護及び管理に関する条例	H30. 12. 26	H31. 4. 1
12 金沢市	金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する条例	R3. 3. 22	R3. 4. 1
13 豊橋市	豊橋市動物の愛護及び管理に関する条例	H13. 3. 30	H13. 4. 1
14 豊田市	豊田市人と動物の共生社会の推進に関する条例	H27. 3. 26	H27. 4. 1
15 岡崎市	岡崎市動物の愛護及び管理に関する条例	H14. 12. 19	H15. 4. 1
16 一宮市	一宮市動物の愛護及び管理に関する条例	R2. 12. 21	R3. 4. 1
17 岐阜市	岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例	H28. 9. 27	H29. 1. 1
18 倉敷市	倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例	H13. 12. 27	H14. 4. 1
19 福山市	福山市動物愛護管理条例	H11. 3. 23	H11. 4. 1
20 鳥取市	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	H29. 12. 22	H30. 4. 1
21 松江市	松江市動物の愛護及び管理に関する条例	H29. 12. 19	H30. 4. 1
22 松山市	松山市動物の愛護及び管理に関する条例	H16. 3. 22	H16. 7. 1
23 鹿児島市	鹿児島市動物の愛護及び管理に関する条例	R2. 3. 18	R2. 6. 1
24 那覇市	那覇市動物の愛護及び管理に関する条例	R3. 3. 22	R3. 6. 1

## 1 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（昭和48年10月1日）

（法律第105号）

### （目的）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

### （基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

### （普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

### （動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、

動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

#### （地方公共団体の措置）

第9条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

#### 第4節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなか

つた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

#### （特定動物の飼養及び保管の禁止）

第25条の2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第1項の許可（第28条第1項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

#### （動物愛護管理センター）

第37条の2 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（中核市及び第35条第1項の政令で定める市にあつては、第4号から第6号までに掲げる業務に限る。）を行うものとする。



- 一 第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出並びに第1種動物取扱業及び第2種動物取扱業の監督に関すること。
- 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)

- 第37条の3 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第3項並びに第41条の4において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。
- 2 指定都市、中核市及び第35条第1項の政令で定める市以外の市町村（特別区を含む。）は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。
  - 3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

(罰則)

- 第46条の2 第25条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第47条の2 第25条第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

## 2 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

平成14年環境省告示第37号

### 第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあつては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準のほか、屋内飼養によらない場合にあつては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の自由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

### 【参考1】家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

#### 第3 共通基準

#### 4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切

な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において、可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

【参考2】動物愛護管理法

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第22条の5 犬猫等販売業者は（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）

は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

### 3 長崎市犬取締条例

昭和43年1月13日

条例第2号

#### (目的)

第1条 この条例は、犬により人の生命、身体又は財産に害が加えられることを防止し、もつて市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(平17条例102・平25条例41・一部改正)

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (2) 飼い犬 飼育されている犬で飼い主のあるものをいう。
- (3) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (4) 係留 飼い犬を固定したものに丈夫な鎖若しくは綱でつなぎ、又はおり、柵若しくは障壁の中に入れて一定範囲にその行動を制限することをいう。

(平25条例41・一部改正)

#### (飼い主の義務)

第3条 飼い主は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように係留すること。
- (2) 飼い犬を係留している場所から連れ出すときは、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように丈夫な鎖又は綱でつなぎ、かむおそれがある場合には口輪をかけること。
- (3) 飼い犬を道路その他公共の場所に連れ出すときは、ふん尿を衛生的に処理すること。
- (4) 門柱その他外部から見やすい場所に犬を飼育していることを表す標識を掲示すること。

2 前項第1号及び第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 警察犬、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。)又は狩猟犬をその目的のために使用するとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で犬を訓練すると

き。

- (3) 競技会又は曲芸を行う目的のために飼い犬を使用するとき。
- (4) 飼い犬の運動を行うことを目的とする施設のうち飼い犬が当該施設を利用する者以外の者の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための設備を設けているものにおいて飼い犬の運動を行うとき。

(平25条例41・一部改正)

(措置命令)

第4条 市長は、飼い主が前条第1項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対して、人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止し、又は衛生を保持するため、必要な措置をとることを命ずることができる。

(平25条例41・一部改正)

(犬の抑留)

第5条 市長は、野犬及び第3条第1項第1号の規定による係留をされていない飼い犬を抑留することができる。

- 2 市長は、前項の規定により犬を抑留するため、あらかじめ指定する捕獲人をしてその犬を捕獲させるものとする。
- 3 前項の捕獲人は、犬の捕獲に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平25条例41・一部改正)

(抑留の公示)

第6条 市長は、前条第1項の規定により犬を抑留したときは、その旨及び飼い主のあるものについてはこれを引き取るべき旨を2日間公示しなければならない。この場合において飼い主の知っているものについては、併せてその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、飼い主が前項の公示期間の満了の日後2日以内にその犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼い主が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは処分することができない。
- 3 市長は、前項の規定により抑留した犬を処分した後にその犬の飼い主から申し出があり、その申し出の遅延理由が妥当と認める場合には、通常生ずべき損害を補償する。

(平25条例41・一部改正)

(返還手数料)

第7条 飼い主は、第5条第1項の規定により抑留された飼い犬を引き取る場合には、返還手数料として1頭につき3,771円を納入しなければならない。

(昭59条例23・追加、平元条例5・平4条例24・平25条例53・平31条例13・一部改正)

(野犬の薬殺)

第8条 市長は、野犬により人の生命、身体又は財産に害が加えられることを防止するため、特に必要があると認めるときは、区域、期間及び方法を定めて、あらかじめ指定する職員をして野犬を薬殺させることができる。この場合において、市長は、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように、当該区域内及びその近傍の住民に対し、当該職員をして野犬を薬殺する旨をあらかじめ周知させなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の職員について準用する。

(昭59条例23・旧第7条線下、平25条例41・一部改正)

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項第1号の規定に違反して飼い犬を係留せず、かつ、その飼い犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた者
- (2) 第3条第1項第2号の規定に違反して飼い犬を丈夫な鎖若しくは綱でつなぐ、又は口輪をかけず、かつ、その飼い犬が人を死亡させ、若しくはその身体に傷害を負わせ、又はその財産に害を加えた者

2 第4条に規定する措置命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

(昭59条例23・旧第8条線下、平4条例24・平25条例41・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(昭59条例23・旧第9条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 長崎市畜犬取締条例(昭和32年長崎市条例第5号)は、廃止する。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

3 平成17年1月4日(以下「6町の編入日」という。)前に香焼町犬取締条例(昭和43

年香焼町条例第8号)、伊王島町犬取締条例(昭和43年伊王島町条例第12号)、高島町犬取締条例(昭和42年高島町条例第25号)、野母崎町犬取締条例(昭和42年野母崎町条例第14号)、外海町犬取締条例(昭和43年外海町条例第20号)又は三和町犬取締条例(昭和44年三和町条例第10号)(以下「各町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例120・追加、平17条例102・一部改正)

- 4 6町の編入前にした各町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、各町条例の例による。

(平16条例120・追加、平17条例102・一部改正)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 5 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に琴海町犬取締条例(昭和42年琴海町条例第32号。以下「琴海町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例102・追加)

- 6 琴海町の編入前にした琴海町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、琴海町条例の例による。

(平17条例102・追加)

附 則(昭和59年3月30日条例第23号)

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第24号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第120号)

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年10月7日条例第102号)

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2項及び第3項の改正規定 平成26年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月25日条例第53号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(保健所等の手数料に係る経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請があつたものについて適用し、同日前に申請があつたものについては、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 長崎市犬取締条例第7条

附 則 (平成31年3月29日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請があつたものについて適用し、施行日前に申請があつたものについては、なお従前の例による。

(1) 長崎市犬取締条例



4 長崎市動物愛護管理員の設置に関する条例

令和2年3月19日

条例第3号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。